

文教福祉委員会

令和2年10月15日（木）

午前10時00分～午前11時47分

議会第2会議室

【出席委員】池田正弘委員長、永渕史孝副委員長、富永明美委員、久米勝也委員、  
重田音彦委員、嘉村弘和委員、山下明子委員

【欠席委員】川崎直幸委員

【委員外議員】白倉議員、御厨議員

【執行部出席者】

・保健福祉部 大城保健福祉部長、村口障がい福祉課長  
ほか、関係職員

【案 件】

・執行部による説明  
・委員間協議

○池田委員長

おはようございます。ただいまから、文教福祉委員会を開催いたします。なお、川崎委員については、欠席されるとの連絡が入っておりますので、お伝えいたします。

今日は第1回の所管事務調査となっておりますが、初めに、所管事務調査の目的等について確認をしたいと思っております。この所管事務調査の事項は、仮称ですが、佐賀市手話言語条例制定の必要性について、としております。その目的は、聴覚障がい者の特性に応じた意思疎通手段の利用促進を図るため、県の条例をはじめ、他都市の条例を研究し、その問題点や改善点を洗い出し、本市として、条例制定に向けて補うべき要素を調査するためとしております。調査の方法は、関係機関及び当事者への意見聴取とし、調査期間は、本日、令和2年10月15日から、調査終了までとなりますが、目標として、令和2年度中に報告書のめどを立てたいと考えております。そこで、本調査の進め方についてですが、御手元に配付しておりますスケジュール案のとおり進めたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしとのことですので、そのように決定します。

それでは、これより議事に入ります。初めに、次第2の聴覚障がい者支援の取組状況について、執行部に説明を求めます。

（発言する者あり）

今日は、聴覚障がいの当事者の方が傍聴されておりますので、発言については、はっきり、ゆっくりと話していただきますようお願いいたします。マイクに近づいて、聞き取りやすいように注意をお願いしたいと思います。それでは、説明を求めます。

◎執行部説明

○池田委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。

○山下明子委員

いろいろな支援のサービスはあっているんですが、実際の相談の中で、例えば、補装具の支給とか、補聴器の購入とかいうところで、成人の中途失聴の方とか、そういう方たちからの相談の状況というのはどうなっているのでしょうか。これは18歳以下が対象になったりしていますよね。実際にはそういう相談を受けられているのでしょうか。

○村口障がい福祉課長

ゼロというか、特に相談はゼロじゃないかもしれませんが、窓口のほうでは、あっていないと感じています。補聴器等については、やはりまず医療機関とか、お店のほうに行かれて選ばれる。その際に、お店のほうで、こういう制度があるから市のほうに手帳の申請をしてください、というようなアドバイスを常時されているようで、そこでのアドバイスがないと、全体の費用を支払って購入されているという状況かと存じております。それから耳を測られますから、これが手帳に該当して、補助が受けられそうだとということであれば、お店や医療機関のほうから案内があるというような流れになっていると存じております。

直接、市に来るのではなくて、医療機関とかお店に相談された中で、こういう補助が受けられますよというようなことで、受けられる方については、市のほうに相談ということになっているかと存じております。

○富永委員

聴覚障がい者の方の中で、みんなが手話のできる人ばかりじゃないと思うのですけれども、その手話のできる人の割合と、できない人への対応をどのようにされているのかの状況を教えてください。

○村口障がい福祉課長

だいたい手帳の所持者のうち、主には、今申し上げたように1級とか2級の方が中心になりますが、3級とかの方でも、要するに、雑音が入ったりということで、補聴器での対応ができないような方もいらっしゃるということで、国の調査では、大体全体の2割程度というふうなことです。ちょっと古い調査結果ですけど、2割。これが、国の結果です。佐賀市の等級とちょっとずれていますけど、国のデータをそのまま使うと、2割とすると180人とか、200人とかになります。それで、今御指摘の部分は、手話が使えない方については、今はポケットトークとかありますけど、筆談ですね。ほとんどが筆談になるかと存じております。高齢になって、いわゆる2級とかに障がい者が該当してしまわれると、なかなかちょっと、その後、手話を習得するためには、非常に難しいということで、大体は筆談とかいうことになるかと存じます。あとは補聴器ですね。もちろん補聴器で、あと人口

内耳。そういったものになってくるかと存じています。

○永渕副委員長

5番の項目、奉仕員の養成研修事業についてお聞きします。まず、この奉仕員をされる中での問題点とかを意識共有をして、改善につなげるとか、そういう機会も必要かななどと考えるのですが、この奉仕員の皆さんが、1年に1度ほど、ディスカッションするような機会とかは、佐賀県の中で行われていたりするのでしょうか。

○村口障がい福祉課長

今、副委員長の御質問に、ちょっと正確にお答えできるか分かりませんが、県の聴覚障害者サポートセンターのほうで、いろんな協議の場っていうのがありますので、そういった中でされているとは感じております。私もそういったその委員会とかには、年に何回か出席をさせていただいて——私もちょっと4月からなので、まだ1回しか出席したことはございませんが、そういったことでその中でいろんなお話はされているかと感じております。それから市の取組と申しますか、養成研修については、以前は夜に開催したというようなことも、やったことがございます。ただ、実際にこれを活用していただくとなると、やはり昼間の活動が中心になりますので、どうしてもやっぱり昼間に動ける方になると。研修自体も昼間に参加できる方ということで、昼間のほうに戻したという経緯がございます。その辺は、研修、委託先のほうとも、聴覚障害者サポートセンターさんに委託して実施しておりますので、事業を進める中で意見とか、改善点があれば、話し合いながら改善をしていくこととしております。

○永渕副委員長

二つ、先ほど聞いた件からお聞きします。まず1回は、行かれたというようなお話、いわゆる協議の場っていうのも県のサイドでは持たれていてということですけど、その委員会の正式な名称というか、どういう集まりだったのかということと、その内容ですかね、もう少し詳しく聞きたかったのと、佐賀市の方針に関しては、いわば年代別、もしかして1回聞いたかもしれませんが、平均年齢であるとか、年代別に何人ぐらいいるのかとか、そのあたりを教えていただければと思います。

○村口障がい福祉課長

私が出席させていただいたのは、佐賀県聴覚障害者サポートセンターの運営委員会、この1回目に、5月に出席をさせていただいております。内容は、主にこのサポートセンターの取組状況です。ずっと事業報告と今年度の取組。サポートセンターで取り組まれているらっしゃいます。県と連携されております養成講座とか、そういったことが中心になっております。あと、相談の実績とかですね。そういった事業の内容の報告と、取組の説明になっています。それから、年齢の件については、すいません、等級別というのは、ちょっと今手元にありませんけど、全体981人のうち、18歳未満の方が23人。18歳以上65歳未満の方が173人、65歳以上の方が785人ということです。

○富永委員

今、年齢構成のことで、中途失聴の方はどれぐらいっていうのはわかりますか。

○村口障がい福祉課長

すいません、そこは把握ができておりません。

○山下明子委員

養成講座の時間対応、昼間中心に戻したということだったのですが、もちろんサポートセンターの意見も聞きながら、ということではあります、当事者の方としては、実際には手話の人に来てもらいたいという場が、夜の研修会だったり、交流会だったりということがあって、別に昼間だけ必要とは限らないわけですよ。だから、その辺で派遣の実態とかいうことについて、もう少しこうきちんとつかんでおられるのかどうかっていうのが、今の説明聞いていてピンとこなかったのですが、どうなのですか。

○村口障がい福祉課長

すいません。状況はちょっと把握していません。

○池田委員長

答えられる人が答えてください。

○障がい福祉課職員

すみません。実態の把握っていうのはやってはおりませんが、現状として、例えば市の事業の、道路の工事をするので説明会を夜間に地域でされるとか、そういった事情に応じて、通訳者の対応が可能であれば、基本は5時までというふうに要綱では定めているのですが、個々に必要に応じて対応はしております。ただ実態のほうの調査とかはしておりません。すみません。

○村口障がい福祉課長

すみません、私ちょっと勘違いしてございまして、利用者のほうですね、この295人。先ほど医療機関がほとんどということで、295人ということですから、ほとんどが……、それとあと、保険とかの官公庁への申請とかそういったことがほとんどですから、もうほぼ9割——ちょっとすいません、計算……前後はもう、昼間の派遣かというふうに把握しております。

○山下明子委員

いや、だから、目的をそういうふうに限ってしまうと、そのようになっているのだろうなという感じがするのですが、官公庁へのそういう、付き添いだとか通院とかっていうふうな。ところが実際は、当事者の方がいろんな社会的な活動とか、講座やら研修を受けたとか、何か交流会があるから行きたいとか、そういう場合に、本当は行きたいけれども、派遣がなかなかこう、前もって言うておかないと足りないとか、そういうふうなことを時々聞くのですが、要するに、そういうところまで本当は欲しいとかいうふうな声というのは、聴覚障害者サポートセンターから意見を聞くときに、そんな声は出てこないの

しょうか。

○村口障がい福祉課長

そこの辺はちょっと私が意見を聞いていないという状況ですので、状況は問い合わせたいと思っています。佐賀市のほうとして、夜だから駄目ということではないのですが、逆に派遣の協会さんのほうが対応できるかっていうところで、まずそこは対応が可能であれば、そういったことを佐賀市としては、何時までという制約は——すみません、原則5時までとなっていますので、そこはちょっと話し合いをしてみたいと。

○山下明子委員

だからずっと聞いていると、役所の都合で区切っているという。生きているほうは24時間生活しておられるので、本来は夜に何かをするというときにも、派遣をしてほしいと思っておられるんじゃないかと思うので、何か今の派遣する目的が、医療の通院だとか官公庁へのいろんな諸届出の同行だとか、そういうところにほぼ限られてしまっているから、利用がそこになっているということになってないのですかね。どういう状況ですか。今の派遣の目的と、本来のほしいと思っているところに、ギャップがあるとかいうところは感じられていないかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○障がい福祉課職員

窓口などで、手話の派遣のことで御相談等ありまして、要綱上は、医療機関の利用でありますとか、官公庁の利用、その他市長が特に認めるものというのがあります。現状では医療機関の利用が非常に多い状況でございます。ただ、個別案件については、それぞれの状況に応じて、整合性がつくもの、市として対応すべきものであれば対応しております。また、その派遣者の方たちも、夜の対応ができるのかどうかというのも加味しながら対応しております。

○池田委員長

ちょっとその関連ですけども、そもそもこの目的、先ほど医療機関とか各種手続とか言われましたけども、これは何に基づいてそういうふうになっているのか、根拠というか、何か法律で決まっているとか、何かこういった規約があるとか、どういうふうにして決まっているのですか。いつからこれが適用されて、その間に改正されたとかそういったことがあったのかどうか、確認したいのですが。

○村口障がい福祉課長

佐賀市は、今説明したようなことは要綱のほうで決めております。

○池田委員長

何という要綱ですか。

○村口障がい福祉課長

佐賀市手話通訳者要約筆記者派遣事業実施要綱です。それで、施行が平成19年4月となっていますが……

○池田委員長

合併前からですね。

○村口障がい福祉課長

ちょっとそこはちょっとすみません、私が把握していません。

○池田委員長

これについて見直された事があるのかどうか、確認できますか。

○障がい福祉課職員

すみません。恐らく、私もどういうものに基づいてというのはわからないのですが、当初その事業ができたとき、全国的なものを見ながら、何かこう共通の認識が当時あったのかもしれないのですが、一応官公庁とか、就労にかかわるものとか、やっぱり税金を投入して、この事業をやるに当たって、市民の皆さんが納得いくものというところもあるかと思えます。その後、やはり冠婚葬祭ですね。そういったものにも使いたいという御要望が非常に多くて、今は冠婚葬祭のほうも対象として認めております。あとは、もう個々の相談に応じて、市長が必要と認める場合、そういった文言もございますので、柔軟に対応できるようには考えております。

○村口障がい福祉課長

それと、対象とならないと主な用務としましては、遊戯、娯楽に利用ですとか、家族内、家族間での通訳、それから、あと学校行事に参加する生徒に係る通訳については、教育委員会の対応ということになっていきますので、そういったところがちょっと対象にならないということで、医療機関利用ですとか、官公庁の利用など、特に必要とされるものについてのみ、ということで、絞っているところでございます。

○池田委員長

ほかにございますか。すみません、もう1点。奉仕員の養成講座ですけども、先ほど説明があったかもわかりませんが、もう1回、終了後にどのように道を行っておられるのか。上級の講習を受けておられるのか、また講習が終わった後、ほかで活動されているのかとか、そういった把握はできているのかわかりますか。

○村口障がい福祉課長

まず、市内のサークルに参加された方が、修了者19人のうち13人。県の手話通訳者講座の受講にステップアップされた方が、8人となっています。

○障がい福祉課職員

ただいまの補足なのですが、例年であれば、修了後に手話通訳ボランティア活動—、例えばバルーンなんかのイベントでのボランティア活動なんかもあっておって、例年であればそういったのにつながる方もいらっしゃるのですが、今年はイベント等ができておりませんので、そういったところへの参加はないというふう聞いております。また、佐賀のほうで、令和6年に全国障害者スポーツ大会がございますけれども、8月から

そのリーダー研修というのが、県の耳サポのほうで始まっておるようで、その分に修了者の方のうち10名がつながっております。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ないようですので、次に、次第の第3ですね、佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例を踏まえた取り組み内容について、執行部の説明を求めます。

◎執行部説明

○池田委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。ございますか。

○山下明子委員

県の条例の受けとめの部分なのですが、5条の後段2項の部分ですかね、聴覚に障がいのある人等は、県及び市町の施策に協力するとともに、とありますよね。これは当事者が協力してくださいよ、になるわけですが、例えばどういうことが想定されるのですかね。これは、当事者のほうが施策に協力しなさいよという話ですよね。

○池田委員長

分かりますかね。市としてこれは、どのように理解しているかということだと思いますが。

○村口障がい福祉課長

これら施策を実施していくためには、やはりこういった、障がいのある方にも、例えばその手話の派遣事業についても、そういった派遣事業というか、いろんな事業をするためには協力がないと。実際に意見を聞くとかですね、やっぱり推進していく上では、いろんな意見を聞いたりというようなことで、そういった協力が必要になってくるといふふうにちょっと考えております。

○山下明子委員

ということは、施策を前に進めていくために、必要な声を上げてくださいよと。後段で確かに理解の促進や、意思疎通手段の普及に努めるということが結びになっているので、それにつながるように、当事者の方は、声を上げるということに関して、ちゃんと協力してください、という意味ですかね、今の説明からいくと。そういうふうに捉えていいですかね。

○村口障がい福祉課長

すいません、そこはちょっと県に確認を……私が、ちょっとどういうふうに……

○大城保健福祉部長

今、県の条例の話で、作られるところは議会かと思えますけれども、その中で県のほう

がどう理解しているかというのは、今ちょっとまだ、こちらのほうでは捉えておりません。ただ我々としましては、障がい者と、要するに健常者ですね、こちらがともに深くつながって、理解し合うというようなことで、やはりお互いで不自由な面とか、いろいろこうコミュニケーションがうまくいかない面とか、そういったものを出し合って、いろんな施策、現状の解決策につながっていくということをやっていきたいので、我々としてはそういうふうにとらえております。

○山下明子委員

ということは、いろいろと声を出してもらわないと、なかなか分からないこともあるから、当事者としての困り事、困る面だとかこうしてほしいといったことに関しても、理解を深めてもらうためにも、そちらからも発信してくださいよということだと思っていいたいことですね。

○大城保健福祉部長

いろんな団体であるとか、そういったところから御意見をお聞きして、今の障がいのプラン、ともに支え合いということで考えておりますので、そういった意見はいろんな形で幅広く、我々もとらえていきたいというふうに考えております。

○山下明子委員

わかりました。そしたら、7ページのほうで、この対応のところですけどね、4番目、コミュニケーション支援アプリ導入の検討ということですが、このアプリ、これは具体的にどのような内容で、検討段階としてはどういう段階にあるのでしょうか。

○村口障がい福祉課長

説明会とかが予定をされてあったのですが、コロナの関係で、ちょっと説明の機会が延びているというところで、個人情報の問題というのが、例えばそういったコミュニケーションアプリを使うと、私が言葉で発したことを文字情報にしたときに、この情報が事業者のほうに行ったりするという恐れがありますので、そういったことがないように、こちらの総合行政、自治体が使っております。ネットワークの対応のアプリの導入が進んでいるということで、そちらのほうを今検討しているところで、今説明会とか、そういった機会がちょっと遅れているという状況でございます。

○山下明子委員

そうするとこのLGWANのアプリは、実際には稼働してないのですか。それとも、導入している自治体があるのかどうか。と、もう一つは、普通のコミュニケーションアプリを採用している自治体、特に県内の状況とかいうのがありますか。

○障がい福祉課職員

このLGWANのアプリについては、開発をされたという情報を入手している段階です。それで開発者のほうからの説明会が4月頃に予定されていたそうなのですが、コロナ禍の影響で、その説明会がずっと延期になっているということです。なので、その説明会を



やっぱり聞いて、仕様とかをきちんと確認した上で、今あるシステムとどのように連携できるかとかどう活用できるかとか、そういうことを今後検討していくという段階です。

○村口障がい福祉課長

ちょっとすいません、県内の条例、状況はちょっと把握しておりません。使っているとか使っていないとか。はい、行政側ですね。

○山下明子委員

行政側がほかのアプリを使うということはつかんでないということですが、職員対応要領の中で、昨年から市民の側から来庁者の側からアプリの利用希望があったら対応しますという、これに関して実績はありますか。

○村口障がい福祉課長

周知はしておりますけど、ちょっと実績は把握しておりません。障がい福祉課の窓口ではあっていないです。

○山下明子委員

周知の方法というのは、どうなっているのでしょうか。どういうふうに周知されているのですか。

○村口障がい福祉課長

この月間のときに、ちょっとメールでこのポイントを配付して、その中で、こういうことやっていってくださいというようなことになりますので、委員がおっしゃっているのは、具体的にということは、この月間のときに、この朝礼時の啓発を通して、職員のほうがそういう行動をとっていただくように促しているという状況でございます。

○山下明子委員

じゃなくて、市民に対してですよ、来庁者に対して、そういうコミュニケーションアプリを使ったのを対応しますよ、ということがわかるように、よく窓口にお耳のマークつけたりするじゃないですか。それと同じように、例えばそういうコミュニケーションアプリの利用をされたかったらそれにも対応しますよというのがわかるような表示とかそういうことはされてないのですか。だから、希望がなかったと言われているんですけど、来庁者の方が、そもそもそれを使っているという状態が分かっているのかどうか。職員は希望があったらしますと言っているけど、それをしているというふうに来庁者が分かるようにしているかどうかという点についてはどうですか。来場者が分かるようにしているかどうかという点についてはどうですか。

○村口障がい福祉課長

特に掲示などは行っておりません。

○池田委員長

これは、要するに利用者がスマホ持ってきて、これを使いたいということで提示された場合には、それを利用するということですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうですね。

○永渕副委員長

こちらの取組内容の7のことを少しお聞きしたいと思います。この手話通訳者を障がい福祉課の窓口配置にされているということで、2名体制ということですが、この方々の、その採用の形であるとか、どういう経緯で2名体制になったのかとかそのあたりをもう少し詳しく説明をお願いします。

○村口障がい福祉課長

県条例の取り組みの流れの一つということで、やはり1番利用が多いのは障がい福祉課窓口でありますので、以前は総合案内のほうから、わざわざ来ていただいていたという経緯があって、やはり総合案内は総合案内で必要でしたから、両方に置くということで、わざわざこっち来ると時間がかかりますし、その間に別の方がこられたりということで、ちょっと窓口の円滑な対応ができないということで、ふたつ、それぞれ配置をさせていただいたという経緯がございます。

○障がい福祉課職員

採用の仕方の部分なのですが、まず募集をいたします。ツアー集約者として来てくださる方。それにこられたときに、まず面接をするのですが、そこで県の聴覚障害者協会の方、聾啞者の方と、あと通訳者の方に来ていただいて、実技試験を行います。きちんと手話通訳できているかどうかというのを確認した上で、点数の高い方から採用するという形にしております。

○永渕副委員長

それは契約期間というか、それ1年とかでということですかね、更新ということになると……。そこをちょっともう少し。

○障がい福祉課職員

以前は嘱託職員でしたので、最長5年までという形で採用しておりました。5年経過したところでまた新たに募集をかける。今、会計年度職員という制度に変わりましたので、基本が最長3年だったですかね。すいません、ちょっと私も詳しくわからないのですが、ちょっとその延長の仕方が今年度からは、ちょっと変わっているというふうに聞いています。

○永渕副委員長

現在、こちらで採用されている方は、採用の期間っていうのはどれくらいになられていますか。

○障がい福祉課職員

1人がもう既に5年を経過して、新たにまた募集してきたときに応募されているので、それから2年経過されてらっしゃる方がお1人、それと令和元年度、昨年採用をして2年目と

という言い方が1人です。

○永渕副委員長

佐賀市のほうで、例えば、障がい者の方を採用していこうとかいうような、できるだけそういうふうにしていこうという流れとかもあつたりもしますけども、例えば、障がいを持ってらっしゃる方をフォローできるということで資格をお持ちだから、そういう方を市の正式な職員として採用しようとか、そういうところがプラス材料になって採用に至るとか、このあたりというのはあつたりするものなのか、教えていただいていいでしょうか。

○村口障がい福祉課長

すいません。今の御質問はこの2名についてじゃなくて……。

○永渕副委員長

この話からちょっと波及しているところあるかもしれませんが、要はですね、そういう手話を——、通訳士を持っているということが自分にとってはストロングポイントなんだとのことで、市の職員として採用に至るということで、それを大いに活用して市の行政に生かしてもらおうとかいう形で、そういう形での採用のスタイルとかがあれば、そういうことであれば非常に採用の幅も広がるし、いいのかなというところの疑問があつたので御質問させていただいています。

○村口障がい福祉課長

すいません。そこはちょっと私のほうではちょっと把握ができていませんが、当然PRの中ではかなり大きなポイントになる。個人的にはそう思っています。やはり職員の方でも何人か、そういう手話ができる方がいますけど、窓口で見えていて、すごいなと思つていますが、そういうことで、採用側としては、かなりポイント——、加点というか、それには結びつくんじゃないかなというふうに思っています。実は私も採用される側だったので、ちょっと分からない……。

○永渕副委員長

はい、このことはわかりました。もう一つだけ、今度はその災害時のお話の6番とかにもつながるお話ですけれども、ちょっと今回は全体で構いませんけど、障がい者の方たちで、例えば災害に関しての避難の訓練をしているとか、そういうことがこの佐賀市の中で起こっているのか。聴覚障がい者の方が、そういう避難訓練をされたりして自分たちで何かをしている、また佐賀市がそれに協力しているとか、聴覚障がい以外でも結構ですから、そのあたりが行われているのか情報があれば教えてください。

○村口障がい福祉課長

すいません、ちょっと私が、何年度っていうのは、ちょっと記憶にないのですが、一度、そういった、すいません、ちょっと推測で……。

○障がい福祉課職員

避難の訓練の件なのですけども、私が把握しているのでは1件ありまして、南部のほう

の支所ですね。避難所として想定されている方が、人工呼吸器とか使っている方なので、やはり実際に見ておかないと不安だということで、障がい福祉課と、その支所と、その御家族様でどういったふうに避難すればいいだろうか、どこに電源置いたらいいだろうかなどと想定して、訓練という――、一応訓練ですね、行った事例はあります。

○永渕副委員長

それは個人の御家族さんがということですかね。

○村口障がい福祉課長

すいません、昨年度の防災訓練のとき、基本的に防災訓練のときに、特に障がい者の方も、こられた場合っていうのが必要になってきますので、そのとき、去年は施設のほうから2名、車いすの方が車でこられたのですが、研修のほうにちょっと御参加をいただいたという事例がございます。訓練じゃなくて、参加して同じ会場の中で、講習というか、そういったことを聞かれたということで、一応、訓練に参加されて、ブースとしては学習のほうに入られたというような実績はあります。

○永渕副委員長

これ最後確認ですけども、今個人のお話と車いすの話が出ましたけど、今日は聴覚障がいでお話をしているので、この聴覚障がいにおいてはそういうことは今のところ、事例としてとか、ちょっと今頭に浮かぶのではないと考えてよろしいですか。

○村口障がい福祉課長

そういうことですね、今のところ、聴覚の方で限ってしただけということは消防のほうは……、ちょっと私が全部把握してなくてすいませんけど、私がちょっと把握している限りではないです。

○富永委員

難聴児のことなのですが、先ほど、学校のほうは小中学校教育委員会からの回答ということでわかりましたけど、この難聴児は18歳未満ですよ。ですので、中学校卒業後の子どもたちとか、例えば未就学の子どもたちの全体的な把握っていうのはされているのでしょうか。

○村口障がい福祉課長

就学前ということですね。

○富永委員

人数とかの全体的な把握です。

○村口障がい福祉課長

細かい数字がちょっと把握できてないということで……。

○富永委員

例えば未就学だったら、乳幼児健診とかの聴覚、後追いするとか、いろいろ健康づくり型のリンクとかで、その辺はできるのかなと思いますので。

○池田委員長

把握してないということですかね。

○村口障がい福祉課長

把握してないということです。

○山下明子委員

関連が二つですが、まず今の関連からいくと、さっきの説明で、学校の難聴学級は小学校が10とおっしゃいましたっけ。中学校が1学級と言われましたよね。ということは、10の小学校に通っている子どもたちは、中学校はその一つに行くということになるのか。それは関係なしに、現在たまたま中学生はその校だけで一つだっただけという意味なのですか。

○村口障がい福祉課長

すいません、そこはちょっと把握しておりません。教育委員会とかに聞いて、ぜひ把握したいと思います。それと永淵副委員長の災害の関連なのですが、広域消防での新しい緊急通報システムの内容とかは聞いてありますか。いわゆる、チャットのような形で、何かあれば消防本部とやりとりをするというようなことで、それにチャットの内容に応じて対応していくという、救急車の派遣をするとか、そういった。

○池田委員長

もうちょっとこう詳しく説明できませんかね。

○村口障がい福祉課長

通報時に、位置情報ですとかを送信することができて、あとチャットをすると、位置情報が、場所がここというのと一緒に送信されますので、その中で利用者の方が打たれた内容で、それによって通常でしたら電話でのやりとりを、チャットでやっていくというような——、これ実は、9日に説明がちょっとあって、そういうことをやっていきたいということで、まだ説明があっただけなので。

○山下明子委員

それはもともとあるアプリを採用するかしないかという意味なのか、何か開発というか、されようとしていることなのか。聞かれていますか。どうしてこういうことを聞くかといいますと、今チャットでやりとりをするっていうふうに言われましたが、例えば、家族と同居されている方であれば何とかなるかもしれないけど、そうでないからのチャットかもしれないのですが、自分が例えば具合が悪くてパタパタしているときに、余裕があるのかどうなのかと思ったり、だから本当はボタン一つ、ボタンだけ、何か押せばその内容がぱっと伝わるとか、何かそういうものだったらいいのかもしれないけど。いろいろところやらなければならないと、やれるときはやったらいいけど、やらなくても伝わるといふようなものになっているのかどうかというのを聞いたかったのが一つ。それともう一つは、人口内耳を装着している人でも、夜寝るときは外して寝られるので、例えば夜中に大雨とか災害、地震とか起きたときには、もう完全に全聾の状態ですら寝てらっしゃるってこと

になるわけですね。難聴ではなくもう全聾の状態。そうすると、そういう人たちに、危険を知らせるシステムとか、何かそういうことなんかは想定をされているのかな、どうなのかなっていうことなのですが。そういうことに関して、そのサポートセンターから実情聞いてたりとかされてないでしょうか。

○村口障がい福祉課長

まずその今度のシステムについては、流れとしては、ちょっと家にいるか、別のどこにいるか、みたいな、ボタンでやって、そのあとチャットの流れになりますので、委員御指摘のところは、救急車が必要なのか、火災とかそういった緊急のことなのかというのは、ボタンのほうである程度わかると思うのですが、内容が細かくなってくると、やっぱりチャットという形になっているようです。それから災害についてのセンターと話し合いをしているかっていうのは、ちょっとやってないです。

○障がい福祉課職員

このシステムっていうのが、民間の株式会社というところを採用してあるようで、こちらのほうが先日お話しに来られたときに、ちょっとこういうふうなものを導入するというお話があって、全国的にこれが普及していくというふうな話を聞いています。タブレット、スマートフォン、それからガラケーでも対応ができるということで、そういった機器をお持ちの方が、アプリケーションではなくて何かウェブから手続をするというふうに聞いています。それで、何か具合が悪くなったとか、緊急時に消防に通報しなければならなかったときに、まず発信はされるのですけれども、まずGPSでその方の位置が消防に伝わると、その後消防のほうからの質問が文字で来るようです。その中で、例えば意識、呼吸はありますか。はい、いいえっていうボタンがついたりしているみたいで、それをクリックして、そういうやりとりになっていくようです。それでこの分について、まず関係の市町福祉の担当職員にも説明をしたいということで、11月の説明会を開催したいということでまず来られています。それで、県の聴覚障害者サポートセンターのほうにもこの話はされていて、会員の方に、この後チラシとかお知らせをつくられるので、お知らせをしていただくと。それで、事前の登録制になっているということで、申込みの受付をして、それと3月に、その前に実際にそのアプリに、スマホに使えるように、登録をしないとけないので、利用者の方向けの説明会。これ業者も来て、福祉担当の市町職員も入っての説明会を、再度年明けにされると。そこで、手続をされた方はもうその時点から使えるようになるということでした。それと、3月に試運転ということで一度テストをされるようです。それで4月から本格稼働というふうな流れになるという説明がっております。なので、また11月の説明会にもちょっと参加をさせていただいて、詳しいところ、具体的な内容をまた聞いていきたいというふうに考えております。

○池田委員長

私からちょっと1点ですが、県の条例が施行されて3年ぐらいたつわけですが、県条

例を受けて、やはり市として施策にどう取り入れられたのか、どう意識してされたのかということで、若干ここに取組が書いてあるのですが、障がい福祉課として、市民に対して、聴覚障がいをお持ちの方、なかなかこう理解されないというところがあって、その部分で、やはり支援がなかなか行き届かないというのがこれまでであったのですが、この県条例を受けて市としてはその辺をどう認識されて、本当にこう、施策を進めていこうという考え方、どういったところに重点を置いてされているのかについて、少しこの辺を話していただければと思います。

○村口障がい福祉課長

今議題2のほうで、主に県条例施行後の取組について説明させていただいたところがございます。今回のこの場を私が出席させていただくに当たり、感じたことというか、やはり条例を、県と協力してっていう部分がありますが、県とこう意見の交換をちょっと私もちょっとやってなかったとか、いうところがあって、やはりこれは、行政の――、国の役割、県の役割、市の役割とございますので、まずはその県の取組、それから県が市にやってもらいたいこと、それはもう、あくまでそういった聴覚障がいの方の意見を聞きながらっていうことですが、そういった役割分担というのをやっていながら、足りない部分をちょっと埋めていきたいというふうに今強く思っているところでございます。今日、本当にすいません。私も、ちょっと表面的なことしか御説明が至らなかった点があったかというふうに思いますが、いろんなこの聴覚の障がいの方だけでなく、障がい福祉課としては、いろんな障がいの方に対応していかないといけないという課題がございます。そういったところで、どっかにそれぞれの障がいの方で、やっぱり支援が足りない部分というのが、まだまだたくさんあるという認識があって、そこは本当に時間がちょっとかかるかもしれませんけど、そういったところ、どこまで進めていけるのかなというのが、私に任せられている、課題かというふうには考えております。

○池田委員長

よかったら部長、その辺どのように考えられるか、聞きたいと思いますが。

○大城保健福祉部長

県条例でうたわれている基本理念とか精神であることは、我々もこの障がい福祉の政策を進める上では、やはりその基本的には障害者プランにのっとってやっております。県の条例を受けて、事細かにうちのほうの事業をどうするかというのは、ここでお答えできませんけれども、基本的には障がい者の方、特に難聴の方、聴覚障がいの方が、いろんな場面でコミュニケーションの意思疎通ができないという状況は、我々も把握しておりますので、市町村ですので、その部分はしっかり住民に1番身近な行政ですので、そこを拾い上げて、なるべく障がい者のいろんな問題に届くような形での施策はしていきたいというふうに考えております。それで、これからその条例とかを――、議員の方々でまた先進地視察ですかね、行かれると思うのですが、そういったところは我々のほうもやっぱ

り勉強して、条例についてもいろんな考え方があると思います。今までは池田委員長のほうから、市の条例というようなことでの質問というか、そういった意向もあったわけですが、今現在のところでは佐賀市としては、障がい者のプランという形の中で、ともに生き、ということで、お互いに理解し合って共生社会をつくるというようなことで考えておりますので、そのあたりは佐賀市のほうとしても――、特にその条例がなければこの政策が進められないかとか、この条例があって佐賀市の障がい福祉施策の後押しになるとか、そういったのがあるか、そういったのをやはり我々も検討していかなければいけないというふうに考えているところです。

○池田委員長

そこら辺が今回の所管事務調査のテーマだというふうに考えておりますので、そういう方向で調査を進めていきたいというふうに思います。ほかに委員の方、御質疑はないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑はないようですので、次第3はこれで終わります。

以上で執行部の皆さんは退室されて結構でございます。大変お疲れさまでした。

◎執行部退室

○池田委員長

ちょっと10分休憩を入れたいと思いますので、再開は11時35分に再開します。

◎午前11時24分～午前11時34分 休憩

○池田委員長

それでは再開いたしますが、次は次第の第4、その他になります。きょうの執行部の聞き取りを行って、何かお気づきの点、また、課題等が見えたかと思えますけども、一応議事録を起こして、それは最終的にはまとめたいというふうに思いますが、今の時点で、皆さん何か感じられたことがあれば、出していただきたいというふうに思います。

○山下明子委員

今ちょっと休憩時間に、傍聴に来られている当事者の方からも、ちょっと感想を伺ったのですが、1ページ目の身体障がい者の状況のところ、聴覚に関しては981人と書かれておりますけれども、現実にはとてもそんなものではなく、だから、手帳保持者だけを相手にした対応になっていて、もう全然手帳を持ってない中途失聴の方とか、それから若い人でもヘッドホンをつけ過ぎて突発性難聴になるとか、いろんなパターンがあるので、本当は恐らくもう10倍ぐらい難聴の人たちはいるのじゃないかという話だったのですよね。それで、聴覚障害者サポートセンターも、なかなか当事者の方たちが常に寄りつくという雰囲気にはなっていないので、という話なのですね。なので、ここのスケジュールのところ、サポートセンターとの意見交換としかになっていないのですが、もう少し本当に多様な当事者の方たちの意見を聞く場というのを持っておかないと、市の説明ですら、例



えば手話がわかる人は2割ぐらいだという言い方だったですよ。だからわからないほかの8割、さらに981人を対象にした2割8割の話だから、そうでない人たちということを考えたら、もっと広いコミュニケーション支援の考え方を持っていけないと、なかなか難しいかなというふうに思いました。

○永淵副委員長

部長が最後おっしゃっていた件っていうのは、我々が今後、この所管事務調査を進める上でも非常に僕は大事じゃないかと思っていて、我々は今回聴覚障がいということをテーマでやっているわけなのですが、障がいというのは多岐にわたって、いろんな分野の方でいろんなお困りの案件とか抱えている中で、我々はこのテーマでやっているというところで、やはりその視点というのですかね、そこが抜け落ちて、そこに集中していくとなると、何でもやっていかなきゃいけないというところを考えたときに、やっぱりそこを最後までこれをどういう方向でいくのか、条例までいくのか、執行部がやるのか、我々が何かをやっていくのか、これからですけども、常に最後まで、多岐にわたる障がいの中で苦しんでいる人たちにできることは何かっていうところの視点というのは、僕はとらえて進んでいく必要があるかなと、それを部長の言葉からちょっと感じ取った次第なので、その他のというところでお伝えしたいと思います。

○久米委員

私も先ほどちょっと申しましたけれども、やっぱり部長の考えですね、市としてどこまでやろうと考えているのかというのが1番。そこをどう広めていくかですね。一緒にということが1番大事じゃないかなと思います。それと、障がい福祉課だけでなく、やっぱりその教育委員会からも話を聞かないと、今日話を聞いて、よそのことだから分かりませんとかが結構非常に多かったんで、ちょっとよくわからないというのがあったので、そういうところも含めて、多岐にわたって聞いていくということも必要じゃないかなと思います。

○池田委員長

ほかよろしいですか。いいですか。私もちょっと最初、山下明子委員が言われた聴覚に障がいがある人が、市・町の施策に協力するという文言ですね。執行部としては余りここがはっきりとした考えがないなという思いがしました。ここにあるのは、やはり障がいをお持ちの方が、なかなか行政に対してものが言えないという気持ちがわかってないんだろうなという気がしておりますし、そういう、いろんな施策に対して意見を言える環境を、いかにつくっていくかというのが大きな課題じゃないかなというふうに思いました。そういったものをテーマに置きながら、今回調査を、どういったことが必要なのかということ調査して、はっきり課題の解決に向けた取組をやっていきたいなということを感じました。先ほど山下明子委員からあった、多岐にわたる当事者からの意見聴取、また教育委員会とも、やったほうがいいということもありましたけれども、その辺については皆さんどのようにお考えでしょうか。

○重田委員

担当が余りにも把握してない。ですから、そういう部分というのは、反対に、今日の部分でちゃんとおさらいして、本当にやってないのか、ただ把握してないのか、そういうことも含めて、やっぱりしていかなといかん。ただ、すべてのことを聞き取りといとなかなか厳しいかなと思って、ある程度ポイントを絞ってはやるべきじゃないかなと思います。

○池田委員長

以上を踏まえた上で、少しスケジュールの中に、そういった意見徴収も含めてやったほうがいいのかという感じがしますので、あらためてまた、その点について皆さんと協議しながら進めていきたいというふうに思います。日程の調整もまたそういう中でやっていきたいというふうに思いますので、よろしいでしょうか。

○山下明子委員

今日は当事者の方が傍聴をされているのですが、今後、どういう方がこられるかわからないのですが、例えばその当事者がこられた場合の対応の仕方について、今機材を持って——、UDトークは入れてあるのですよ。それで私は、できればこの委員会の人は一遍UDトークをiPadにインストールしてもらったらいいかと思うのが一つと、もう一つは、そうは言っても、実は認識が悪かったのですね。一生懸命しゃべっていましたが、文字認識がすごく悪かったのですよ。それで、ちゃんと拾うためにアミボイスという機械があるそうで、あれですあれ（現物を示す）。あれは、自分のUDトークとそれを連動させて——、あれマイクなのですよね。あのマイクを発言する人が持って発言をすれば、それがちゃんと入って、文字認識ができるというものなのだそうです。それで、私たちはよくあの有線のマイクをずっと回して使ったりするじゃないですか。それと同じように、発言するとき、これはこれで使うけれども、それをちょっと持って発言をするというふうにすれば、UDトークにきちんと連動するらしいのですね。なので、そういうことをお持ちであれば、そっちを私たちが活用して、ちゃんと入るような配慮があってもいいのかなあと思いましたが、いかがでしょうかね。本当はそういうのが……。

○池田委員長

はい。また、事務局とも……。

（発言する者あり）

（「そうそうそう。だから、相手がそういうのを持ってあるならばとかね」と呼ぶ者あり）

今後、事務調査する間、当事者の方が傍聴に来られることもこれからあると思いますので、それぞれに対応したことができないか、それは検討してやっていきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、一応次第の部分はこれで終わりますが、この後は視察の後ですね。11月11日、12日の先進地視察、そのあとの委員間協議を行うことになっておりますが、その日程の調整を行いたいと思います。ちなみにスケジュール上では16日の週ということになっておりますが、視察行った翌週ですね。いつがよろしいでしょうか。

◎第2回所管事務調査の日程に関する委員間協議

○池田委員長

じゃあ11月16日13時30分からということで、委員間協議を行いたいというふうに思います。ほかに皆さんほうから何かないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにはないので、これで文教福祉委員会を終了いたします。大変お疲れさまでした。